

第3回 米原市庁舎等整備検討委員会

資料



平成26年5月27日(火)19:00～
会場:伊吹庁舎

<テーマ>

- I 庁舎体制の在り方について(前回のまとめ)
- II 支所等の市民サービス機能の在り方について
- III 新庁舎の検討課題について
- IV 新庁舎整備の基本理念について

I 庁舎体制の在り方について(前回のまとめ)

<庁舎体制の在り方に対する主な意見>

- 職員の移動経費には、時間のロスによるコストがもっと掛かっているのではないか。
- 分庁舎はどうしてもガバナンス(※)に問題があると思う。1庁舎方式が理想ではないか。
- 職員が働きやすい環境であることが重要。執務機能は1か所がよいと思う。
- 地方が今後成熟していくためには、一つの中心となる建物を築くべき。
- 子どもたちなど若い人は旧町の意識は持っていない。1庁舎がよいと思う。
- 維持管理費も考えると1庁舎しかないと思う。
- 交通など市外の方が来庁しやすいということも考えないといけない。
- 厳しい財政を踏まえ、投資をできるだけ抑えることも考えるべきではないか。

※ガバナンス=「統治」のこと。

庁舎整備の必要性

- 庁舎の老朽化や耐震性能の問題から、防災・危機管理拠点として、災害に強い庁舎の整備が必要
- 市民の利便性として、バリアフリー対応や1ヶ所で用事が済むなど、市民サービスの向上が必要
- 職員の業務において、庁舎間の移動負担がない効率的・機能的な執務スペースの確保が必要
- 維持管理費や職員移動経費など多額の経費を要しており、長期的にみたコストへの配慮が必要
- 将来の市の発展に向けた拠点づくりが必要

議論の方向性

庁舎を1か所に統合することで検討を進める。

支所等の市民サービス機能の在り方について → IIへ

第3回 米原市庁舎等整備検討委員会 資料

Ⅱ 支所等の市民サービス機能の在り方

◆各地域の支所等の市民サービス機能として、どのような機能が必要か

【支所等機能の設置経緯】

【合併協議】 本庁機能を各庁舎に分担し、市民サービスの低下を招かないよう各庁舎に市民窓口を設置する。



地方自治法(昭和22年法律第67号)－抜粋－

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所または出張所を設けることができる。

※支所とは

- 市町村の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味し、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。(昭和22年5月29日 内務省通知)
- 設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合により従前の市町村役場を廃止せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。(昭和23年11月20日 行政実例)

※出張所とは

- 住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するもの。(昭和33年2月26日 行政実例)



【現在】 地方自治法第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を分掌する支所として「市民自治センター」を設置し、市民サービス(ワン・ストップ・サービス)の提供を行っている。

第3回 米原市庁舎等整備検討委員会 資料

【現在の支所等機能】

市民自治センター(自治振興課)の取扱事務内容

◆窓口事務

- ・戸籍および住民異動の諸届手続、住民票等の証明書交付
- ・市税関係の証明書、印鑑登録、印鑑登録証明書交付
- ・市税、各種料金の収納
- ・国民健康保険関係、後期高齢者医療関係の手続
- ・介護保険関係、国民年金関係の手続
- ・上下水道関係の手続、その他関係部署との連絡調整
- ・ゴミ袋、バス定期券等の購入 ……など

◆地域自治振興の事務

- ・区長および自治会の相談等
- ・地域担当職員制度の運用
- ・地域創造会議の運営
- ・その他の事務
消防および防災の対応
選挙事務(期日前投票含む。)
夜間および休日対応窓口(死亡届、問合せ等)
庁舎の管理 ……など

◆行政サービスセンターの事務

- ・諸証明交付業務
- ・市民窓口課関連手続等
- ・保険課等各課の関連手続の受付
……など

【利用状況および市民意識】 ※添付資料参照

- 各庁舎と行政サービスセンター(以下「行サビ」という。)は、市内各地域に分散配置されている。
- 各庁舎における来庁者状況は、市民自治センターへの来庁者が最も多く、諸証明交付業務や市民窓口課関連手続等の利用が最も多い。
- 各庁舎にある窓口機能を今後も4か所に設置することを望む声が4割を超えている(市民意識調査結果から)。
- 行サビに対する認知度は低く、また利用したことがない市民も6割を超えているが、行サビを認知している市民の半数以上は、現状どおり存続を望んでいる(市民意識調査結果から)。

Ⅲ 新庁舎の検討課題について

◆検討課題(今後検討が必要な項目)

- | | |
|---------------|--|
| ① 基本理念(コンセプト) | ・目指すべき庁舎の姿、理想の庁舎像の検討 |
| ② 必要な機能・規模 | ・新庁舎に必要な機能(防災機能、環境配慮機能など。)の検討
・指標や事例から必要規模の検討 |
| ③ 概算コスト・事業手法 | ・整備に係る事業費の試算
・整備手法(公共直営方式、PFI方式(※)など。)の検討 |
| ④ 庁舎の位置 | ・新庁舎の建設地の検討 |
| ⑤ 財源・スケジュール | ・新庁舎建設のための財源、整備に向けた年次計画の検討 |
| ⑥ 既存庁舎の在り方 | ・既存庁舎の在り方については、市全体の公共施設マネジメントとして別途検討 |



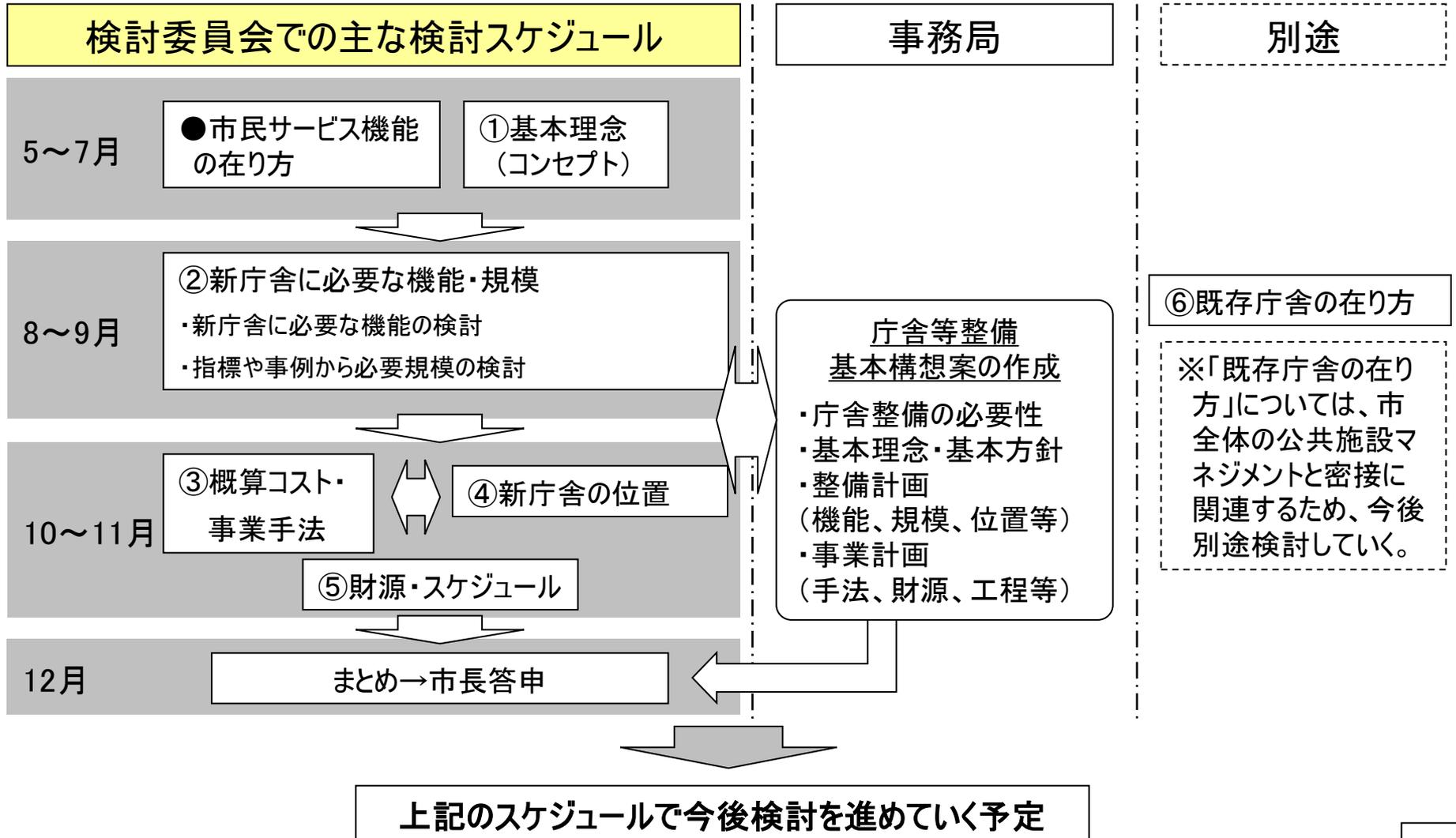
次頁: 検討委員会での検討スケジュールについて

※公共直営方式=設計者を選定し、市と協議しながら設計を完成させた後、施行者選定を行う方式

PFI方式=民間の設計・施工のノウハウを生かすために、設計、施工、維持管理等を一括して発注する方式

第3回 米原市庁舎等整備検討委員会 資料

◆検討委員会での検討項目

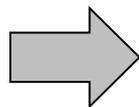


IV 新庁舎の基本理念について

◆基本理念とは？

「米原市庁舎等整備基本構想」において、「新庁舎の目指すべき姿」を示し、「基本理念」に基づき新庁舎の設計を進めていくものです。

基本構想における
基本理念



新庁舎の設計においても
基本理念を踏襲

◆参考事例その1

<豊岡市新庁舎建設基本構想H20.12>

(理想の庁舎像)

1. 安全・安心な庁舎
2. 人にやさしい庁舎
3. 環境にやさしい庁舎
4. 市民に開かれた庁舎
5. 豊岡市を象徴する庁舎
6. 時代に即応できる庁舎

◆参考事例その2

<長浜市本庁舎整備構想H22.8>

～簡素にして機能的で、ぬくもりと親しみを
感じられる庁舎に！～

(4つの基本理念)

1. 地方分権のまちづくりを支える行政拠点
2. 市民に開かれた市民協働の拠点
3. 市民の安心・安全な暮らしを支える防災拠点
4. 中心市街地活性化の拠点

◆参考事例その3

＜甲賀市庁舎改修整備基本構想H24.3＞

(5つの基本理念)

1. 安全・安心な庁舎

～「こぼれる笑顔に応える安心」が実感できるように、市民を守る防災拠点として安全・安心を確保した庁舎を目指します。～

2. 人にやさしい庁舎

～「あふれる愛にあなたも仲間」となるため、みんなにやさしく温かみのある庁舎を目指します。～

3. 市民にひらかれた庁舎

～「うみだす活力受けつぐ伝統」のためには、市民と行政が協働でまちづくりをする取組が重要です。自治振興会やNPO等の市民活動や交流をサポートできる庁舎を目指します。～

4. 環境に配慮した庁舎

～「いろどる山河と生きいき文化」に形容されるように、甲賀市は、山、川、田園など四季折々の風景や文化を楽しむことができます。その豊かな自然を活かし感じられる庁舎を目指します。～

5. 将来を見据えた柔軟で効率的な庁舎

～「かがやく未来に鹿深の夢を」将来の子ども達に託すため、行政の変化に対応できる柔軟性の高い庁舎を目指します。～

第3回 米原市庁舎等整備検討委員会 資料

米原市の庁舎整備の基本理念を設定するに当たり、委員の皆さんからのアイデア、意見を募集します！（下の枠内に書いてください。任意の様式でも可能です。）

次回の第4回委員会で、皆さんから寄せられたキーワードのアイデアをもとに基本理念の案を提示させていただき、意見交換、議論を行う予定です。

基本理念に盛り込んだらよいと思うキーワード

（キャッチフレーズ、スローガンのような短いことばでもOKです。手書きで結構です。）

委員名：

6月13日（金）までに政策推進課へ提出してください。

FAX 52-5195